

## 28. 特定の目的のもとに国費で実施されている奨学金制度

制度の名称	所轄機関	対象学校	平成16年度		貸与基準	日本学生支援機構奨学金との関係	返還条件等
			人員	貸与月額			
自衛隊法による貸費学生制度	防衛庁	大学院	衛生貸費学生 0人 技術貸費学生 16人 計 16人	53,000円	医・歯・理・工学専攻の学生で修学後専攻の学術を応用し、自衛隊に勤務しようとする者	将来の身分拘束を伴う奨学金を除き日本学生支援機構その他の奨学金の重複を認める。	在職期間が4年を超え、かつ、貸与期間の1.5倍以上及び死亡又は心身障害による等の場合返還免除。自衛隊に勤務しない等の場合、2年以内に返還。
矯正医官修学資金貸与法による修学資金貸与制度	法務省	大学 (医学部医学専攻のみ)	13人 (平成17年度予算案)	55,000円	医学専攻の学生で、修業後矯正施設(刑務所、拘留所、少年院等)に勤務しようとする者	(同上)	3年以上矯正施設に勤務(貸与期間の1.5倍以上在職すれば全額免除)及び在職中の死亡又は心身障害による場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間の1/2相当年数内に返還。
看護師等修学資金貸与制度(1/2補助)	厚生労働省 (実施機関 都道府県)	保健師、助産師 看護師、准看護師 学校、養成所  大学院(修士)	総計 9,121人 (学教法1条校除く) 9,100人  21人	補助単価 (自治体除く) { 保健師、助産師 国立等 32,000円 私立 36,000円 } { 看護師 国立等 15,000円 私立 21,000円 } { 大学院(修士) 国内 83,000円 国外 200,000円 }	卒業後、貸与を受けた都道府県の区域内において業務に従事する意志を有する者	日本学生支援機構、その他の奨学金の重複は認めない。	県内の200床未満の病院において5年以上看護師等の勤務にあったとき及び死亡又は心身障害の場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間相当年数内に割賦返還。
母子及び寡婦福祉法による修学資金貸与制度(2/3貸付)	厚生労働省 (実施機関 都道府県 指定都市 中核都市)	高校 高専 専修学校 大学 短大	母子 38,296世帯 寡婦 1,271世帯 計 39,567世帯 (15年度実績)	{ 16年度 高校 国公立 27,000円 私立 45,000円 } { 大学 国公立 66,000円 私立 79,500円 } { ほかに就学支度資金制度あり 小学校・中学校を含む。 }	配偶者のいない女子で、扶養している子女を修学させている者	日本学生支援機構、各都道府県奨学金を除く。	死亡又は心身障害の場合、返還免除。左記以外の場合貸与終了後6か月経過後20年以内に割賦返還。
生活福祉資金貸付制度による修学資金貸付制度(2/3補助)	厚生労働省 (実施機関 都道府県の 社会福祉協議会)	高校(専修学校 高等課程を含む) 高専 短大(専修学校 専門課程を含む) 大学	8,758世帯 (15年度実績)	35,000円以内 60,000円以内 60,000円以内 65,000円以内 (修学費のほか就学支度費あり)	低所得階層の家庭の自立助長の制度で当該世帯に属する者が、高等学校、大学又は高等専門学校に就学する場合	日本学生支援機構、その他の奨学金の貸付が受けられない場合、貸し付ける。	学校卒業後6か月経過後20年以内に割賦返還。
アイヌ子弟高等学校等進学奨励費制度(1/2補助)	文部科学省 (実施機関 北海道)	給付 { 高校 高専 } 貸与 { 大学 短大 }	高校 } 826人 高専 } 大学 } 179人 短大 }	補助単価 { 高校・高専 国公立 23,000円 私立 43,000円 } { 大学・短大 国公立 50,000円 私立 82,000円 }	アイヌの子弟で、経済的理由により修学が困難な者	日本学生支援機構、母子及び寡婦福祉法による奨学金等は除外する。	死亡・心身障害の場合、奨学金の貸与を受けた者の属する世帯が生活困難のため奨学金の返還が困難であると認められる場合は返還免除。上記以外の場合、貸与終了後6か月経過後20年以内に割賦返還。
日本学術振興会特別研究員事業(DC)	文部科学省 (実施機関 (独)日本学術振興会)	給付 大学院(博士)	3,640人 (平成17年度予算案)	研究奨励金 博士課程在学者 200,000円	採用年度4月1日現在、年齢34歳未満(医学・歯学又は獣医学を履修する課程に在学する者については年齢36歳未満)で、大学院博士課程に在学し、優れた研究能力を有する者	日本学生支援機構、その他の奨学金の重複は認めない。	_____